

# 大分県報

令和元年  
号外（九）  
六月二十四日

（月曜日）

## 目次

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………

### ○規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年六月二十四日

大分県規則第四号

#### 大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の建築基準法関係事務の項中

一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料

を

一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料

一の既存不適格建築物について二以上

の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料  
一の既存不適格建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該二以上の工事の全体計画変更認定申請手数料  
一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料

に改める。

### 附則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。